

Q5

理解を深めよう もう一問！

パワハラを受けた。
どこに相談すればいいの？

社内に相談窓口がある場合（2020年6月以降、大企業は義務化、中小企業は努力義務。2022年4月以降、中小企業も義務化）はそこに相談できます。抵抗がある場合は、滋賀労働局に『総合労働相談コーナー [☎077-522-6648]』があり、解雇・労働条件・配置転換・賃下げ・いじめなど、労働問題に関するあらゆる分野の相談ができます。また、（公財）滋賀県人権センターでも、人権相談室を開設し、人権全般に関する相談を受け付けています [☎077-527-3885]。

他にも法務省の人権の窓口や弁護士に相談する等、様々な相談窓口・方法がありますので、一度ご自身に合った相談先を調べてみることをお勧めします。

人権相談室のご案内

「明るく、幸せに暮らしたい」これは私達みんなの願いです。

でも、毎日の生活のなかで差別や人権に関する問題で悩んでいることはありませんか？

悩んでおられる方は、まず電話をかけてください。

直通電話・FAX

077-527-3885

相談日 月・火・水・金曜日 10:00~12:00、13:00~16:00

弁護士相談日 毎月第3木曜日 10:00~12:00（事前予約・面談が必要です）

詳細

- 電話相談と面接相談があります。
- 面接相談を希望される方は、前日までに電話で予約をしてください。
- 滋賀県人権相談ネットワーク協議会に加盟している相談機関や専門機関への紹介も行います。
- 個人の秘密は堅く守ります。
- 相談についての費用は一切いりません。

↑ 滋賀県人権センターHP『人権相談室のご案内』



いろいろな相談先があることを知っておこう。
何かあったら、一人で悩まず相談しよう。